

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報 1 / 2

最後の住所
○県 市 町 番地

最後の本籍
○県 市 町 番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 平成○年○月○日
(被相続人)
法務太郎

被相続人の氏名を記載する。

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(長男)

法務 一 郎 (申出人)

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(長女)

法務 優 子

申出人となる相続人には、「(申出人)」と併記する。

住所 ○県 市 町 番地
出生 昭和○年○月○日
(妻)
法務 花 子

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(二男)

法務 二 郎

相続人の住所の記載は任意である。記載する場合は、住民票の写し等にあるとおり記載するとともに、その住民票の写し等を提出する必要がある。記載しない場合は、「住所」の項目を削除する。

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(三男)

法務 三 郎

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(四男)

法務 四 郎

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(五男)

法務 五 郎

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(六男)

法務 六 郎

住所 県 市 町 番地
出生 昭和 年 月 日
(七男)

法務 七 郎

(2 / 2) へ続く

出典:法務省ホームページ

以下余白